

平成21年度からの住宅ローン減税

「適用年・税額控除率」「最大控除率」は入居年によって変わります。

平成21年からの住宅ローン減税は、運用期限を平成25年まで5年延長。

控除期間は10年で最大控除は去年の160万円も大幅に拡大。一般住宅では最大500万円、

長期優良住宅は600万円に引き上げされています。また、これまでは、国税・所得税が減額対象でしたが、新たに地方税の個人住民税も減額の対象になります。

一般住宅（住宅、プレハブ、鉄骨造、鉄筋コンクリート造）

入居開始年 (対象ローン残高)	控除期間(万円)										最大控除額
平成21年から22年度 5,000万円まで 1年目～10年目 1.0%	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	500万円
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
平成23年度 4,000万円まで 1年目～10年目 1.0%	40	40	40	40	40	40	40	40	40	50	400万円
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
平成24年度 3,000万円まで 1年目～10年目 1.0%	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	300万円
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
平成25年度 2,000万円まで 1年目～10年目 1.0%	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	200万円
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	

までの間土地に関する登記は、税率が軽減されます。

長期優良住宅（耐久性、耐震性、可変性、維持保全の容易性を備えた超長期住宅）

	(万円)										最大控除額
平成21年から22年度 5,000万円まで 1年目～10年目 1.0%	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	600万円
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
平成23年度 4,000万円まで 1年目～10年目 1.0%	40	40	40	40	40	40	40	40	40	50	400万円
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
平成24年度 3,000万円まで 1年目～10年目 1.0%	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	300万円
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	

▶ 長期優良住宅はローンなしでも減税

省エネ対策や耐震性に優れた「長期優良住宅」所得に関して、ローンを組まなくても特別控除が利用できます。

また、長期優良住宅の性能を確保するためにかかった費用の上限1,000万円の10%相当額がその年、翌年の所得税から控除できます。

※税率・金額は変動する場合がございます。